

## 玄海及び川内原子力発電所 原子力事業者防災業務計画の主な修正内容

### 1. 緊急事態の区分を判断する基準（EAL）の解釈の充実

- ・ EALについて、その解釈をより分かりやすい表現とする等、記載を充実

EAL (Emergency Action Level)

国の原子力災害対策指針で定められた緊急事態の区分（警戒事態、施設敷地緊急事態、全面緊急事態）に対し、発電所の状況が、いずれに該当するかを事業者が判断する基準

### 2. 原子力災害時における原子力事業者間協力協定改正の反映

- ・ 福島第一原子力発電所事故の実績を踏まえ改正した「原子力事業者間協力協定」の内容を反映（当社から他社への協力要員派遣人数：6人 30人へ増員等）

### 3. 原子力災害対策活動で使用する施設の拡張等の反映

- ・ 本店の対策本部を設置する、原子力施設事態即応センターの拡張を反映
- ・ 作業員の被ばく量を測定する、移動式ホールボディカウンタ（車載型）の配備を反映
- ・ 原子力災害発生時に発電所の事故収束活動を支援する後方支援拠点の候補地追加を反映（玄海のみ）

### 4. 官公庁の組織改正の反映

- ・ 通報連絡先である、原子力規制庁や自治体の組織名称を修正

以上